

会 議 録

1 会議名

令和元年度 上越市入札監視委員会 第3回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

(1) 抽出案件の審議について

3 開催日時

令和元年12月19日（木）午後1時30分から午後3時45分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局4階402会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、宮崎貴博、足利昌子、竹内直子、大丸明宏、上原みゆき

・事務局

上越市：平野契約検査課長、鋤柄副課長、歌川係長、西條係長、
木村主任

ガス水道局：山田総務課長、城川係長、池田主任

（審議案件担当課等）

営繕室：袋係長、山本主任

教育総務課：石橋主任

道路課：唐澤係長、市川技師

下水道建設課：杉田係長、稲田技師

スポーツ推進課：石澤参事、倉石係長

危機管理課：青柳係長、山崎主任

生活環境課：清水副主任

生活排水対策課：加藤係長

農政課：太田副課長、西條主事

環境保全課：大島係長

ガス水道局施設整備課北部営業所：棚岡班長、宮川主任、白倉主任

8 発言の内容

【開会】

平野課長： 本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。本日の進行は契約検査課長の平野が務めます。よろしくお願いいたします。

会議の開催前に事前にお配りした資料について、確認をお願いします。まず、「次第」、その次に「資料 1-1」が 3 枚、「資料 1-2」が 3 枚、その次に「資料 2」として指名停止措置状況が 1 枚です。

また、「資料 3」についてはNo.1 からNo.11 です。なお、No.7 については最後に別紙もありますので、全部で 12 枚となります。その他に、当日配付資料として、「委員名簿」、「座席表」、「低入札価格調査チェックシート」を用意しましたので、確認をお願いします。

会議に先立ち、委員の皆様にご報告します。今ほど当日配付資料としてお示しした「低入札価格調査チェックシート」をご覧ください。前回の入札監視委員会において、低入札価格調査における調査項目やその実効性について委員の皆様からご議論をいただいたところです。委員会終了後に持ち帰り検討した結果、これまでの調査項目というものは調査担当の現場での判断に委ねられている部分があったことから、既存の低入札価格調査に関する要領の中に確認すべき内容というものが規定されていますので、今回、その要領とも整合を図りながら、新たに「低入札価格調査チェックシート」を作成しました。調査の実効性を上げられるように改善しましたので、ご報告します。

続きまして、会議の出席委員数についてですが、本日の出席委員については 6 名全員の出席となっています。これに伴い、上越市入札監視委員会設置要綱第 7 条第 2 項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告します。

それでは只今から、上越市入札監視委員会令和元年度第 3 回会議を始めます。なお、上越市では市政の理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために審議会等の会議を原則として公開しています。市民の皆様から傍聴いただけるようにしていますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。また、傍聴される皆様におかれては、会議中のご清聴について、ご理解とご協力をお願いします。始めに、今本委員長からご挨拶いただいた後、入札監視委員会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： 皆さん、こんにちは。本日も12月の慌ただしい中、ご出席いただき、ありがとうございます。12月の入札監視委員会には何度も出席していますが、こんなに晴れて暖かい日は多分初めてだろうなと思いながら来たところ。このような天候でもあり、大雪による除雪などが問題になることは恐らくないと思いますが、今後まだまだ分かりませんので、そのようなところも含めて我々も注視していきたいと思っています。

本日は11件を上原委員から選んでいただきました。ありがとうございます。この場で充実した議論を行い、今後の市政のお役に立てればと思っています。以上、簡単ですが挨拶を終わらせていただきます。

それでは次第に沿って始めたいと思いますが、先ほどの「低入札価格調査チェックシート」について1点確認したいことがあります。よろしいですか。チェックシート内にある「要領(3)」などについて、何を表しているのですか。

平野課長： 今ほどご説明しました「低入札価格調査」について、業務委託に関して要領が定められており、工事や物品などについてもその要領を準用しています。今回、委員の皆様にはお配りしていませんが、その要領の中に確認すべき内容が規定されています。当該要領第7条の号数をチェックシート内に明記したものであり、(3)であれば、要領第7条の「3号」のことを表しています。今回のチェックシートが「要領」に沿って作成されていることを確認する意味で号数を記載しているものです。説明不足となり、申し訳ありません。

今本委員長： 分かりました。また、何かあれば審議の後に時間を取りたいと思いますので、その時にご意見をお願いします。

【報告】

(1) 発注状況について(市発注)

今本委員長： それでは次第に沿って進めたいと思います。まず「報告」から入りたいと思います。報告の(1)「発注状況について」について、市発注分について事務局から報告をお願いします。

平野課長： 資料1-1に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。只今の事務局の説明に対し、ご意見・ご質問があれば、お願いします。

確認ですが、プロポーザル案件というのは、上越市では随意契約に含めるという理解で良いですか。

平野課長： そのとおりです。プロポーザルは価格競争ではありませんので、こちらが要求した提案を評価して、その中で最も評価が高かった業者を相手方として随意交渉することになりますので、随意契約として整理しています。

今本委員長： ありがとうございます。他に無ければ、次のガス水道局の発注分について、事務局から説明をお願いします。

発注状況について（ガス水道局発注）

山田課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご意見・ご質問があれば、お願いします。

全委員： （意見なし）

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： 次に、「指名停止措置状況」について、事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 資料 2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご意見・ご質問があれば、お願いします。

全委員： （意見なし）

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 続いて、審議に移りたいと思います。今回は先ほどもご説明しましたが、上原委員から審議案件を 11 件選んでいただきました。抽出理由については資料の下段に記載していますが、補足説明される場合は上原委員から事務局説明の前をお願いします。審議についてはこれまでと同様、各案件について事務局が概要説明を行った後、委員の皆様からご質問いただき、事務局が回答するという形で進めていきたいと思います。案件の担当課の担当者からも同席いただいておりますが、同席の担当課の方は最初に発言される際、部署名と名前を言っていただいてから回答をお願いします。案件の審議順についてはNo.1 から順に審議したいと思います。

《No.1 稲田小学校特別教室棟老朽施設改造(その2)・給食室改修工事》

今本委員長： まず、No.1 の案件に入ります。必要であれば、上原委員から抽出理由の補足説明をお願いしたいと思います。それではNo.1 の案件から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 1 件目の案件は「稲田小学校特別教室棟老朽施設改造(その2)・給食室改修工事」です。工期は令和元年 7 月 8 日から令和元年 12 月 15 日までの 161 日間です。

工事の概要ですが、特別教室棟と渡り廊下の外壁改修や内部改修等と給食室の全面改修であり、工種は建築一式工事になります。予定価格は税抜き 7,299 万円、税込みで約 8,030 万円となり、2,000 万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を行いました。

入札参加に必要な資格要件ですが、予定価格が 2,200 万円以上の建築一

式工事となりますので、市内に本社を有する建築一式工事の A ランク業者とし、該当する事業者数は 28 者になります。

入札結果について、ご説明します。落札者は㈱清水組で、落札額は随意交渉の末、7,290 万円となり、落札率は 99.88%という結果となりました。

今回、「落札率 99.88%は高すぎるのではないか。」という理由で抽出いただいています。入札状況ですが、1 回目の入札では予定価格に至らず、再入札、再々入札と合計 3 回入札を行いました。3 回とも予定価格には到達しなかったため、入札を一旦不調としました。本件は学校関係の工事工期も限られていること、また、3 回目の最低入札金額は 7,700 万円で、予定価格との差が 401 万円、率にして 5.49%で 10%以内となりましたので、当市の要領に基づき、最低入札金額を提示した㈱清水組を相手方として随意契約に移行しました。その後、㈱清水組と交渉を行い、予定価格以下の 7,290 万円という見積りをいただきましたので、随意契約を締結しました。

今回のように、予定価格に達せず随意契約へ移行した場合、既に 3 回価格を提示し、その都度減額した後の値下げ交渉となりますので、落札率が高くなる傾向にあります。また、建築一式工事の場合、土木一式工事と違って公表している標準単価が少なく、見積単価などの不確定な要素が多いため、業者は予定価格や最低制限価格を推測することが難しくなりますが、最低制限価格を下回るとその段階で失格になりますので、利益を確保する中で経費を抑えつつも、失格にならないよう利益に幅を持たせ、高めの金額で応札するため、落札率が高くなる傾向にあると考えています。因みに、平成 29 年度の平均落札率は土木一式工事で 95.59%、建築一式工事で 96.17%、平成 30 年度の平均落札率は土木一式工事で 96.20%、建築一式工事で 97.06%といずれも土木一式工事と比較すると、高い落札率となっています。

今本委員長： ありがとうございます。それでは只今の説明について、抽出理由として 99.88%は高すぎるのではないかとということですが、上原委員から何か補足はありますか。

上原委員： 特にありません。

今本委員長： それでは、只今の説明についてご意見・ご質問があれば、お願いします。

大丸委員： この予定価格はどのような根拠で算出された金額なのですか。特に、業者からヒアリングして算出した金額では無いのですか。

鋤柄副課長： 予定価格については市の担当者が設計書を組み、設計価格を算出し、それを予定価格としています。

大丸委員： 設計価格ということですね。結果的にはその数字に近づけるように業者の出してきた価格を 400 万円少々引き下げられた訳ですが、先ほどのご説明の中で、あらかじめ高めに出すのが普通なのだという話を聞きましたが、

400万円も引き下げて品質管理の点で問題は無いのですか。

鋤柄副課長： 入札を3回実施して決まらなかったため、随意交渉を行いました。その交渉を通して、品質を確保しつつも削減できる額を相手側と話し合い、その結果として決めているため、品質の管理についてはきちんと確認しています。

大丸委員： 結果的には、業者の利益を圧縮したということですね。

鋤柄副課長： そうです。しかし、利益を圧縮して最大限の企業努力をお願いしていますが、人件費などの必要な経費についてはきちんと確保するように説明していますので、その点に関しては問題ないと考えています。

大丸委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他に、何かありますか。

基本的なことかもしれませんが、本件は「特別教室の改造」と「給食室の改修」という2つの工事を1件として発注していますが、発注に関する基準などはあるのですか。別案件とすべきとも感じましたが、いかがですか。

石橋主任： 本件の発注にあたっては特に基準というものは無いのですが、棟は離れてはいるものの、特別教室棟も給食室棟も1つの稲田小学校ですので、補助金の関係もあるのですが、一括で発注することは問題ないと判断しています。また、別々に発注してしまうと、関係する業者数も増えてしまい、監理等がしづらいということもあり、今回は1案件として発注することが適切であると判断しました。

西條係長： 今ほどの説明について、補足します。今ほど教育総務課の担当者からご説明したとおり、市では1つの建物の中で同様の複数工事における発注区分をどのように区分するのかについて、明確な基準はありません。

しかし、今ほどご説明しましたとおり、1つの館の中で建築・機械・電気工事を行う場合、それを更に複数の工事に切り分けた場合、業者数が建築・機械・電気毎で倍に増えるということもあり、限られた建物内の空間で工期内に工事を同時に進行するという事態になるため、分割することは適切ではないという判断から、今回の場合は一括して発注しています。

今本委員長： 分かりました。先ほど補助金に関する話がありましたが、一括で発注することと何か関係がありますか。

石橋主任： 一括発注における説明の際の補助金の話は関係ありません。申し訳ありません。

今回の一括発注の話からは逸れますが、別々の棟における工事を同時に発注することになった理由の一つとして、給食室棟の改修における補助金の採択状況を見てからの発注となったため、結果として、特別教室の改造工事と同時期になったという事情があります。

今本委員長： 一括発注で無いと補助金が付かない、ということではないのですね。

石橋主任： そのようなことはありません。
今本委員長： ありがとうございます。他に、何かありますか。
全委員： (意見なし)
今本委員長： 無ければ、この案件は以上とします。

《No.2 道路照明灯設置工事》

鋤柄副課長： 2件目の案件は「道路照明灯設置工事」です。工事場所は現在、三田新田で整備が進められている都市計画道路「黒井藤野新田線」の既設道路との交差点にある「ショッピングセンター・イオン」から上新バイパスを通過した「みどり自動車学校」の前付近になります。

工事の概要ですが、交差点2か所に各4基、合計8基の道路照明灯を設置する工事で、工種は電気工事になります。予定価格は税抜き2,143万円、税込みで約2,360万円となり、2,000万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を行いました。入札参加に必要な資格要件ですが、予定価格が500万円以上の電気工事となりますので、市内に本社を有する電気工事のAランク業者としました。該当する事業者数は28者になります。

入札結果は再入札を2回行いましたが不調に終わり、最低入札金額を提示した(株)電設と随意交渉を行った結果、2,140万円で随意契約を行い、落札率は99.86%という結果となりました。

本件も、「落札率が高い。」という理由で抽出いただいています。入札状況ですが、1件目と同様、入札を3回行いましたが業者が決まらず、3回目に最低入札金額を示した(株)電設の2,350万円が、予定価格との差が207万円、率にして9.66%で10%以内となりましたので、随意契約に移行し、交渉した結果、予定価格以下の2,140万円という見積りをいただきましたので、(株)電設と随意契約を締結しました。

落札率が高い理由は先ほどのNo.1の稲田小学校の工事と同様になりますが、予定価格に達せず随意契約へ移行した場合、3回の入札後の、相手方が示した価格からの交渉となりますので、落札率が高くなる傾向にあると考えています。また、応札額が予定価格を上回った理由について、提出された工事費内訳書を確認したところ、直接工事費が他の経費に比べ、市の積算額との開きが大きくなっていたことから、恐らく、県の単価や公表されている基準単価を使わず、業者が自社独自で見積もった部分で市の積算との差異が生じたのではないかと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。今回、落札率が高いという理由で抽出いただきました。只今の説明について、何かご意見・ご質問があれば、お願いします。

大丸委員： これも先ほどと同じように、予定価格は設計から算出しているようですが、後学のためにお聞きします。どのような場合に設計に基づく予定価格

とする、または、業者からの参考見積による予定価格を採用するのかについて、基準のようなものはあるのですか。

鋤柄副課長： 県の積算基準や公表されている単価の資料等がある場合は設計することができますので、それに沿って設計を行い、予定価格を設定しています。

しかし、県の積算基準や公表されている単価の資料等がなく、設計することができない場合は見積りによる手法としており、仕様書という形で業者に提示し、参考見積を徴して予定価格を設定しています。

大丸委員： それは絶対に変えられない部分なのですか。私からすると、基本的に業者からのヒアリングで競って、その中で適正価格を見ていくという方式が一般的と考えます。基本的にはその方法がより価格の妥当性なり、適正性が分かりますと思いますが、その点についてはどのように考えていますか。

鋤柄副課長： 設計書を組む場合でも、今ほどご説明しました単価や県の積算基準で公表されているものはそれを使っていますが、各々見積りでないと分からない部分もたくさんあります。

例えば、設備改修や機械器具などの内容に関しては複数の業者から見積りを徴してその中で適当と思われる見積りを用い、それを設計に反映しています。

基本的には、設計書はそのような部分もありますし、それとは全く別に、初めから設計を組まずに工事全体の見積りを業者に依頼し、そこから予定価格を設定するという大きく分けて2つあり、使い分けています。

大丸委員： 繰り返しになりますが、私は絶対的なルールとはせずに、参考見積を活用した方が良いように感じます。あくまでも、私の考えです。

今本委員長： 他に、何かありますか。

先ほどのNo.1の案件も大分下がっていますが、率としては10%程度です。

今回の場合、No.1の案件よりも大分、当初の入札額より減額されています。第1回目の入札の時はこの決定した業者だけでみると、2,730万円が2,140万円で随意契約しており、2割以上減額されています。

先程のNo.1では、(株)清水組は8,200万円であったものが7,290万円と11%程度の下げ幅でしたが、今回の案件は2割以上減額されているので、少し気になります。恐らく、交差点の照明設置工事であるため、照明灯本体の代金について値引きが可能なのかという心証を受けましたが、いかがですか。

平野課長： 委員長ご指摘のとおり、今ご説明した道路照明の案件は約600万円、2割程度当初から減額されています。一方、No.1の稲田小学校の案件は約900万円減額されていますので1割少々、というように若干の差はあります。

いずれにしても、入札における価格競争では業者を決定することができなかった案件です。当市の要領では一定基準を満たす場合、随意交渉に入ることができるかと定めています。

この場合、両方とも最終的な3回目の入札金額が予定価格に対して、比率としてどの程度の開きがあるのかを確認し、次に必要性、例えば学校であれば工期に制限があるなど、そのようなものを勘案しながら随意交渉に入ります。そして、随意交渉に当たり、当然ながら予定価格は一切提示しません。そのような中で、市として予定価格に達していない中で、受注の意欲がどれくらいあるのか、その場合、どこまで金額的には頑張っていただけののか、ということ交渉しており、決して我々の方から金額を提示する訳ではありません。業者の方も、無理矢理に経費を圧縮しているという訳ではなく、業者が出来る範囲をご自身で見極めて提示いただいた価格で契約していますので、圧縮された部分に関して、会社の営業努力であるのか、それとも材料が安く仕入れる可能性を考慮しているのか、という詳細な内容までは分かりませんが、決して業者側に過度な負担となるような形での価格交渉はしていないということをご理解いただきたいと思います。

今本委員長： ありがとうございます。他に、何かあればお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、No.2の案件は以上とします。

《No.3 鴨島污水幹線 3-3-3 他枝線工事》

今本委員長： 次に、No.3の案件に移りたいと思います。「鴨島污水幹線 3-3-3 他枝線工事」について、事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 3件目の案件は「鴨島污水幹線 3-3-3 他枝線工事」です。工事場所は上新バイパス鴨島交差点の南西側の団地内「スーパー・ナルス」前の市道です。

工事の概要ですが、延長約270mの下水道工事で、工種は土木一式工事になります。予定価格は税抜き5,075万円、税込みで約5,580万円となり、2,000万円以上の工事であるため、制限付き一般競争入札を行いました。

入札参加に必要な資格要件は予定価格が3,000万円以上の土木一式工事であるため、市内に本社を有する土木一式工事のAランク業者としました。該当する事業者数は40者です。

入札結果は1回目の入札で久保田建設(株)が5,030万円で落札決定となり、落札率は99.11%という結果でした。

今回、「金額も相当なものであり、落札率の高さが気になる。」という理由で抽出いただいています。入札状況ですが、6者が入札に参加し、1回目の入札で予定価格を下回ったのは久保田建設(株)と(株)清水組の2者のみで、結果として、久保田建設(株)が落札しています。応札した6者の工事費内訳書を比較した結果、直接工事費については6者とも市の積算金額に近い金額で積算されており、どの業者も基準に沿ってほぼ正確に積算されていた

ものと思われます。直接工事費以外の一般管理費等の諸経費における積算で業者毎に差が生じており、結果として、より経費を圧縮することができた久保田建設㈱が落札者となっています。

落札率が高くなった理由ですが、まず、全体の傾向として、下水道工事は土木一式工事の中でも平均落札率が高くなる傾向にあります。この点については、下水道工事には推進工と開削工の2つの工法がありますが、推進工は市内で施工できる業者がいないことから市外業者に下請けするため、その分経費が割高になり、結果、落札額が高止まりし、落札率も高くなるからです。因みに、本年4月から10月末までの平均落札率についてご説明しますと、下水道工事の平均落札率は98.09%、主に道路、橋梁、公園整備等のその他の土木一式工事については95.42%となり、下水道工事がその他の土木一式工事より2.67ポイント高くなっています。しかし、今回の落札率は99.11%であり、ご説明した下水道工事の平均落札率よりも約1ポイント上回っています。

今回の入札に関して言えば、今年10月からの消費税導入や、下水道事業については来年4月からの公営事業会計への移行に伴うシステム変更なども控える中であって、年度当初から工事の早期発注を進めており、4月から7月にかけて集中的に工事を発注しています。

年度当初から7月末時点での建設工事の件数ベースの発注率は昨年度が57.57%でしたが、本年度が67.49%となっており9.92ポイント増、特に下水道工事の発注率に関しては85.29%と建設工事の中でもかなり進んでいることから、本工事が発注された8月2日時点においては、新たに工事を請け負うに当たって技術者や作業員の確保、重機や車両の手配などが難しくなっていたことも、落札率が高くなった要因の1つではないかと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。落札率の高さが気になるということですが、上原委員から何か補足することはありますか。

上原委員： 特にありません。

今本委員長： それでは只今の案件について、ご意見・ご質問があれば、お願いします。今回については積算がきちんと出来ていたという理解で良いのではないかと思います。

大丸委員： これまでの案件と趣旨は同じということですね。

今本委員長： 他に、何かありませんか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、この案件は以上とします。

《No.4 上越総合運動公園テニスコート人工芝生改設工事》

今本委員長： 次に、「上越総合運動公園テニスコート人工芝生改設工事」に移ります。

鋤柄副課長： 4 件目の案件は「上越総合運動公園テニスコート人工芝生改設工事」です。工事場所は戸野目古新田地内、上新バイパス下稲田交差点の北側、今月 1 日にオープンしました新潟県立武道館の北側にある上越総合運動公園のテニスコートです。

今回、上原委員からは「落札率は 98%を超えたという内容であり問題視するには当たらないかもしれないが、上越市ではスポーツ施設の充実を目指しており、スポーツ推進のためにも契約内容を確認しておきたい。」ということで抽出いただいています。このテニスコートは平成 20 年 7 月より供用を開始した砂入り人工芝生のコートであり、4 コートの全 16 面で、平成 21 年の「トキめき新潟国体」のテニス競技会場としても使用しています。

オープンから 10 年が経過し、砂入り人工芝生の摩耗が進行していることから、平成 31 年度以降、年次的に人工芝生の全面改修を計画していたところ、昨年、平成 30 年 8 月 28 日の大雨により人工芝生が浮き、継ぎ目が破断する被害を受け、その時は応急対応で施設の使用を再開しました。しかし、その後も少量の雨でも、過去には生じなかった浮きが確認され、特に 4 コートのうち、A・B の 2 コート 8 面の痛みが激しく、このままでは使用に支障を来す恐れがあることから、本年度予算において A・B の 2 コート 8 面を全面改修することとしたものです。

工種は土木一式工事であり、予定価格は税抜き 7,450 万円、税込みで 8,195 万円となり、2,000 万円以上の工事ですので、制限付き一般競争入札を行いました。

入札参加に必要な資格要件は予定価格が 3,000 万円以上の土木一式工事ですので、市内に本社を有する土木一式工事の A ランク業者としました。該当する事業者数は 40 者です。本工事は積算基準が無いため仕様書発注としましたので、内容に精通している業者からの参考見積に基づいて予定価格を設定しました。

入札結果は 1 回目の入札で田中産業㈱を 7,340 万円で落札決定しており、落札率は 98.52%となっています。落札した田中産業㈱は参考見積徴取業者であり、当該テニスコートの設置当初の請負業者であるため、本施設の状況を熟知しています。応札した 3 社の工事費内訳書を確認した結果、材料費を含む直接工事費については 3 者に開きはありませんでしたが、諸経費について田中産業㈱が他社より経費を抑えていたことから、現場を熟知した田中産業㈱が他社より経費を算出する上で有利であったことや、元施工業者であって受注意欲が非常に高かったことが落札に繋がったのではないかと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。上原委員から何かあれば、お願いします。

上原委員： 抽出理由にも記載したとおり、改設工事ということから 98.52%を問題

視するには当たらないかもしれないですが、今後、さらにスポーツ関係について自分でも勉強し、注視していきたいという気持ちもあり、抽出しました。今、説明を聞いて納得しました。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明についてご意見・ご質問があれば、お願いします。

足利副委員長： 参考見積業者はこの入札には参加しなかったのですか。今回、参考見積を徴した業者数は何者ですか。

鋤柄副課長： 実際、参考見積は2者から徴していますが、結果として、もう1者は入札に参加されなかったということです。

大丸委員： 参考見積を徴する業者はどのように選定しているのですか。

私の考えで言えば、元施工業者以外から参考見積を徴しても良いような気がします。どのような基準で業者を決めているのですか。

鋤柄副課長： 先ほどもご説明しましたが、現場を良く熟知している業者、特に元施工業者は良く承知していますので、そこから参考見積を徴しています。また、距離的な面で近隣の業者が、運搬などの経費を比較的安く押さえられるのではないかという観点から、現場から近い業者を選ぶことを基本としています。

平野課長： 今ほどの説明について、補足します。参考見積をどの業者から徴するのかというご質問です。なぜ参考見積を徴するのかという部分については今ご説明したとおり、積算基準がない、つまり設計することができない案件について、参考見積に頼らざるを得ないということです。

また、参考見積を徴するに当たり、現場から近接する業者であれば、現場に近いということで経費が安く、見積りが安くなる可能性があります。また、元施工業者であれば、現場を良く知っているということからお願いしています。

その他、当たり前ですが、土木工事であれば土木業者、電気工事であれば電気業者、また、概ねの工事規模などを勘案して参考見積を徴するように、契約検査課から各課等に通知しています。

今本委員長： 他に、何かありますか。

1つお聞きしますが、人工芝生を張り替えるという工事内容ですが、人工芝生自体は元々平成20年に設置されたものだと思います。

その後、技術は発達していると思いますが、人工芝生の等級や質的な変化についてはどれ程度考慮したのですか。

要するに、開設当時と同等の芝生に張り替えるのか、それとも技術開発によって新たに開発等された芝生に切り替えるのかについて、検討などは行ったのですか。

石澤参事： 今回の人工芝生の改修に当たり、基本的には砂入り人工芝生ということから、全面の改修ではないので、既存コートと大きく違うとなると、一方

が土で他方が人工芝生という訳にはいかないのです、基本的に砂入り人工芝生の中で設定しています。

その中で、人工芝生の製造業者等と協議をする中で、市としても当初と同じものも当然、検討には入っていましたが、同程度の価格帯の商品の中でより耐久性が高い製品の提案を受け、その規格を採用しながら仕様を作成しています。

今本委員長： ありがとうございます。他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、次に行きたいと思います。

《No.5 中郷区防災行政無線更新工事》

今本委員長： 「中郷区防災行政無線更新工事」について、事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 5件目の案件は「中郷区防災行政無線更新工事」です。工事場所は中郷区地内で木田庁舎の親局の改修、中郷区内の屋外拡声子局の更新等を行う工事です。先回の入札監視委員会では板倉区と清里区の防災行政無線の更新工事についてご審議いただきましたが、本件はそれに関連した工事となっています。

防災行政無線システムについては合併前上越市と旧町村の13区で異なるシステムであったため、この間、合併前上越市のシステムに一元化するための工事を順次進め、10区の作業は終了しています。残る板倉区、清里区、中郷区については令和元年度から更新するもので、板倉区、清里区は既に発注済みとなっており、中郷区については防衛省の補助金を活用する関係から、先回審議していただいた板倉区と清里区から切り分けて単独で工事を発注しています。

工種は電気通信工事となります。予定価格は税抜き7,627万円、税込みで約8,390万円となり、2,000万円以上の工事ですので、制限付き一般競争入札を行いました。入札参加に必要な資格要件は市内本社で電気通信工事の入札参加資格を有する者としており、該当する業者数は12者となります。

入札結果は1回目の入札で㈱東光クリエートが7,610万円で落札しており、落札率は99.78%となっています。

今回、「落札率が高い。」という理由で抽出いただいています。先回の板倉区、清里区の更新工事でも、落札率が高いという理由から審議いただきましたが、今回の回答も同じ内容になります。先ほどもご説明したとおり、本工事は旧町村からの異なる防災行政無線システムを合併前上越市のシステムに一元化するための工事であり、機器については木田庁舎と連動させる必要があるため、原則、同一の製造業者でなければならないので、製造

業者は1者となります。

本件については業者からの見積りを参考に予定価格を設定し、仕様書発注していますが、主要な機器の見積りは当市の他地区で既に導入している防災行政無線を製造・販売している業者を含め、複数者から徴し、その最低価格を採用しており、この見積りが実勢価格に則した信頼性の高い見積りであったと推測しています。この見積りを参考にした仕様書には、仕様の内容がより具体的に示されていたので、業者もこれに基づきより正確に金額を積算することが可能となり、予定価格に近い金額が積算できたことから、結果として高い落札率になったのではないかと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。落札率が高いということでしたが、上原委員から何かあれば、お願いします。

上原委員： 特にありません。

今本委員長： 只今の説明について、ご意見・ご質問があれば、お願いします。

前回の委員会でも同様の案件が抽出案件として、議論されていたということの良いですか。

鋤柄副課長： 前回の委員会において、「板倉区・清里区防災行政無線更新工事」の案件について、ご説明しています。

今本委員長： 前回も落札率が高いという抽出理由でしたか。

鋤柄副課長： そのとおりです。

今本委員長： 他に、何かあればお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 他に無ければ、次の案件に移りたいと思います。

《No.6 汚泥リサイクルパーク水処理設備定期修繕工事》

今本委員長： No.6の「汚泥リサイクルパーク水処理設備定期修繕工事」について、事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 6件目の案件は「汚泥リサイクルパーク水処理設備定期修繕工事」です。工事の場所は大字小泉であり、一昨年供用を開始した上越市クリーンセンターの南東側にある汚泥リサイクルパークとなります。

工事の概要は毎年定期的に行う水処理設備の点検修繕であり、工種は機械器具設置工事で、水 i n g エンジニアリング(株)との一者随意契約です。一者随意契約の理由として、当該水処理設備は施工業者である水 i n g エンジニアリング(株)が独自に開発した設備であるため、当該業者でしか修繕することができず、その性質及び目的が競争入札に適さないとして、上越市財務規則第135条第3項第2号の規定により随意契約しているものです。

一者随意契約なので、参考見積は開発業者であって施工業者である水 i n g エンジニアリング(株)から徴しており、その参考見積はほぼ実勢価格で

あると認識しています。実際に契約する際に提出のあった見積りも参考見積りに近い金額でしたので、結果として落札率は高くなりました。

本件の抽出理由は『水 i n g エンジニアリング(株)が指名競争入札により落札している「汚泥リサイクルパーク発電設備ディーゼル機開始動用蓄電池修繕工事」では落札率が低い、本件は高い。指名競争入札と随意契約の違いによるところが大きいのかもしれないが、疑問に感じる。』とのことです。

指名競争入札を行った「汚泥リサイクルパーク発電設備ディーゼル機開始動用蓄電池修繕工事」については発電設備ディーゼル機開始動用蓄電池の取替えが主な工事内容となっています。この蓄電池は特定の業者が開発した特別なものではなく、一般的に市販されている規格品であり、取扱いが可能な業者は複数者いますので、施工可能な業者を指名した指名競争入札を行っています。

蓄電池修繕工事は予定価格が税抜き 238 万円であり、4 者指名したうち 1 者が辞退、残り 3 者での競争となりましたが、水 i n g エンジニアリング(株)が 98 万円、落札率 41.18%で落札しています。85%を下回っていますので低入札価格調査を行いました。積算内容に間違いは見られず、工期についても問題なく、バッテリー等の機材を安く調達することや、企業努力で経費を圧縮することができたとのことで、人件費等の圧縮はしていないことも確認しています。当該業者は年度当初に「汚泥リサイクルパーク発電機定期点検委託」という別の業務を請け負っていることもあり、非常に強い受注意欲があり、人件費等で無理な経費圧縮を行うことなく、その中で最大限の企業努力を行い、入札価格を決定したとのことでした。なお、蓄電池修繕工事については 12 月 15 日に既に工事は完了していますが、工事内容には問題が無かったことを確認しています。

指名競争入札と一者随意契約の平均落札率についてご説明しますと、平成 29 年度は指名競争入札が 92.95%、随意契約が 99.32%、平成 30 年度は指名競争入札が 92.99%、随意契約が 98.05%と、随意契約の方が高い比率を示しています。これは一者随意契約には競争入札に適さない、特定の業者にしか取り扱えない工事が多く、その業者から徴した参考見積を基に予定価格を設定しているためです。同じ業者との契約において、指名競争入札と随意契約の落札率に大きな違いがあるということに疑問を抱かれておられますが、上原委員からのご指摘のとおり、やはり契約の方法による違いはあろうかと思えます。一者随意契約では落札率が高くなる傾向にありますが、財務規則により一者随意契約ができる場合はその性質や目的が競争入札に適さない案件などに限定されていますので、それ以外は原則、競争入札を行っています。

今本委員長： ありがとうございます。上原委員から補足があれば、お願いします。

- 上原委員： 水 i n g エンジニアリング(株)が蓄電池修繕工事では落札率 41.18%で受けているということでしたので、金額的にも大分違いますが、同じ会社であつても大きく差があつたため、確認したいと考え、抽出しました。
- 今本委員長： それでは、何かあればお願いします。
- 大丸委員： 1 者しかいない特定業者との契約であり、率直に言えば相手の言いなりの金額で契約するような心証を受けますが、そのことに関して、金額の妥当性をどのように判断すれば良いのですか。業者の提示した金額が本当に適正な額であるのか、どのように判断しているのですか。
- 平野課長： 確かに、難しい問題だと思います。どうしても水処理システムということになりますと、かなり大規模な設備になります。例えば、浄化に関する大きなシステムの一部を別の業者が手を入れるということになると、何かあつた時に責任の所在などの問題が出てくるということから、やむを得ず随意契約としている訳ですが、その価格設定に当たってはどうしても価格の基準となるものが無い中で参考見積りに頼らざるを得ない状況となっています。
- その時、これまでの類似する修繕工事があれば、それらの実績と比較してどうなのか、あるいは見積りを徴する際にできる限りの減価交渉を行うことなどで対応しています。
- 大丸委員： 過去の実績と比較しながら、検討を行っているということですね。分かりました。
- 今本委員長： 確認ですが、今回の抽出案件となっている「汚泥リサイクルパーク水処理設備定期修繕工事」と抽出理由に明記している「蓄電池修繕工事」は、全く別の案件であるとの理解で良いですか。
- 鋤柄副課長： 全く別の工事です。
- 今本委員長： 説明の中で、水処理施設を導入した際に、水 i n g エンジニアリング(株)の落札率が低かつたという説明はありましたか。
- 鋤柄副課長： 蓄電池修繕工事の落札率は 41.18%であるにご説明しました。
- 今本委員長： 水 i n g エンジニアリング(株)が水処理の設備を設置したため、受注意欲が高かつたとの理解で良いですか。
- 鋤柄副課長： それに関しては、別の委託業務である「汚泥リサイクルパーク発電機定期点検委託」のことであり、水 i n g エンジニアリング(株)が受注しています。
- ご説明した「蓄電池修繕工事」にあつてはその点検業務に関連した工事であつたため、水 i n g エンジニアリング(株)としては自分たちで是非やりたいという意欲が強かつたということです。
- 今本委員長： これまでの説明の中で、今回の抽出案件である汚泥リサイクルパーク水処理設備を導入する際の内容はありましたか。
- 平野課長： 今回、汚泥リサイクルパークの水処理設備定期修繕工事として抽出いた

だいていますが、比較の対象となっている工事が同じ設備内の「蓄電池修繕工事」です。更に、その説明の中でその設備を維持する点検委託が出てくるため、話が分かりにくくなっています。

まず、水 i n g エンジニアリング(株)は点検委託を受注しています。その後、当該管理設備内にある機械の蓄電池の修繕工事を発注する必要が生まれました。ここで、市としては通常の蓄電池の修繕工事ですので、競争することが可能であるとの判断に基づき、競争入札を行いました。他方、水 i n g エンジニアリング(株)としては点検委託を行っているため、蓄電池の修繕工事は自分たちが受注したいという強い思いがあり、恐らく電池を安く仕入れることが可能であったため、41.18%という非常に低い落札率で落札することができたものです。

その後、抽出案件である定期修繕工事を発注した訳ですが、これについては先ほどご説明したとおり、独自のシステムであって一者随意契約とせざるを得なかったということです。この2つの工事を比較すると、どうしても抽出案件の落札率がかなり高く見えますが、そのような経緯があったということです。

今本委員長： 分かりました。この随意契約で気になるのはメンテナンス系のものというのは導入した会社が一番ノウハウを持っているので、どうしてもその1者でなければいけない、どうしても他と競争することができないということになりかねません。

今回の点検委託において、どのような入札・契約が行われたのかは分かりませんが、導入時に非常に安く受注し、以降の定期点検業務について一者随意契約で継続的に受注できるのであれば、後々の定期点検業務で儲けを出そうとすることを狙ったということはないのですか。

清水副主任： 私は汚泥リサイクルパーク建設当初から携わっています。汚泥リサイクルパークとは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における“し尿処理施設”となります。上越市では公共下水道を整備していますが、人口約19万人のうち、公共下水道を利用している方が約11万5,000人です。残りの7万5,000人分のし尿浄化槽汚泥が汚泥リサイクルパークに搬入されています。処理能力は240kℓ、大型タンクローリーで1日24台分のし尿浄化槽汚泥を処理しています。

し尿処理施設である汚泥リサイクルパークにおいては「性能発注方式」で水処理メーカーに発注しています。当初、(株)荏原製作所を含め、確か6者程度で入札を行い、(株)荏原製作所が87億1,500万円で落札しました。3か年の建設後、保証期間が終わって4年目からメンテナンス工事に入りました。その時から一者随意契約という形で施設の定期修繕を行っています。

なぜ一者随意契約としたのかについては契約検査課からご説明したとおり、所謂1点ものの設備が多いためです。240kℓの汚水を処理する施設の

機械として、汚泥脱水機や沈砂池設備、曝気設備など、その施設のために特注した機械がたくさん組み込まれています。そのような中で、どうしてもプラントメーカーのサービス部門に一者随意契約という形になっています。

適正な見積額であるのかについては見積額が多額であり、非常に難しいですが、前年に参考見積を業者から徴して、内容を細かく精査しています。例えば、回転機械のベアリングは安いものと1個750円、水を止める軸のシール部分のオーリングは1個350円ですが、そのような内容を積み重ねた額となっています。また、大きな膜を収めるケース、これが1台約550万円、今年は2台更新予定で約1,100万円、そんな部品の見積りもあります。

数百円単位の細かい部品から1点が500万円以上もする大きな部品まで見積りを徴しており、ハンドメイドで1点ものとして作るためこの値段であってもやむを得ない、また、市販の汎用部品と同程度の製品であれば市場単価となっていることなどを精査しています。これらの確認により、全体の工事費としては適正であると判断しています。

今本委員長： ありがとうございました。

西條係長： 今ほどの説明について、補足します。今ほどの説明の中にありました(株)荏原製作所については落札業者である水 i n g エンジニアリング(株)の変更新前の会社名です。

今本委員長： 分かりました。他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 他に無ければ、次の案件に移りたいと思います。

《No.7 上越市農業集落排水施設機能診断その1業務委託》

今本委員長： No.7 の案件です。「上越市農業集落排水施設機能診断その1業務委託」について、事務局から説明をお願いします。

西條係長： No.7 の「上越市農業集落排水施設機能診断その1業務委託」について、ご説明します。

本業務については農業集落排水事業により整備された既存施設の機能低下等を的確に把握し、今後の施設の最適化を図るための構想を策定するための機能診断を行うことを目的とした業務です。業務の内容については対象となる23施設において、①処理施設機能診断調査、②処理施設機能診断設計の大きく2つの業務を行うものです。

当該業務については本年度「新潟県低コスト型農業集落排水施設更新支援事業補助金」の事業採択を受けたため、市が有する農業集落排水施設48施設のうち、令和3年度に下水道に統合予定である2施設と既に機能診断を実施した5施設を除く41施設において、機能診断を実施するものです。

そのうち“その1業務委託”では23施設を、その2業務委託では残りの18施設を実施する予定です。なお、今回の機能診断の結果を受け、来年度には農業集落排水施設において、今後増加する老朽化施設の更新を効率的かつ効果的に実施する必要があり、補修・改修・改築等に要する経費を長期的な視点で平準化等を図るため、「最適整備構想」を策定する予定としています。

資料にも記載していますが、当該業務委託についてはその2業務との「一抜け方式による入札」を採用しています。

最終頁の別紙をご覧ください。前回、第2回委員会における抽出案件であった「ガス水道管入替工事」や第1回の「小中学校等普通教室空調設備設置工事」においても「一抜け方式による入札」を行っていますが、概要についてご説明します。当市では受注機会の均等などを図るため、4つの条件に合致した上で、必要であれば、当該方式を採用する取扱いとしています。4つの条件については、①入札方法が同じこと、②工種又は業務内容が同じであること、③入札参加資格要件が同じであること、④同日に実施すること、の条件となっています。今回は2件での採用としており、“その1業務委託”を受注した㈱日水コンは“その2業務委託”にあつては仮に最低価格を提示したとしても落札できず、辞退扱いとなる方法です。今回、担当課とも協議する中で、当該業務における業務量の多さに鑑み、同一の業者が同時に2件を受注した場合、市で設定した履行期限内に実施することは困難であるとの判断から、「一抜け方式による入札」を採用しました。

再度、No.7の頁をご覧ください。指名業者の選定条件としては「参考見積業者のほか、市内本社又は市内営業所等で建設コンサルタントのうち、農業土木及び下水道業務の実績等」を加味して選定しています。条件に合致する業者は25者いますが、選定条件に基づき、その中から14者を選定しています。なお、その2業務についても指名業者は同じとしています。当該業務については国や県の積算基準が無いため、市では設計を行わず、事業内容に精通している業者の参考見積書に基づき予定価格を定めています。また、最低制限価格も設けていません。予定価格の算出にあつては落札業者を含む3者から参考見積を徴した上で、算定していますが、当該“その1業務委託”の予定価格に関しては当該落札業者である㈱日水コンの見積額を採用しています。

今回、上原委員から「指名競争入札で落札率が100%ということを問題視する必要があるのではないかと感じる。」との理由で、案件を抽出いただいています。当該業務については先ほどもご説明したとおり、市の農業集落排水施設について、専門的な知見を有する技術者が限無く施設を調査する内容であることから、多くの人手が必要となる、所謂マンパワーが必要

となる業務です。また、全ての業務を1業者で履行期限内に完了することは困難であるとも判断し、業務を2つに分け、「一抜け方式による入札」を採用しました。参考見積については資料に記載している3者から徴していますが、(株)日水コンが最低額でしたので、その価格を予定価格として採用しています。落札業者である(株)日水コンにあつては、予定価格時の額と同額で入札しています。また、その他の2者にあつては、いずれも参考見積時の額から数%程度減額された額で入札していました。今回の結果にあつては、予定価格として採用した参考見積業者が参考見積価格と同額で入札し、他の業者の入札額がいずれもその額を上回ったために、結果として落札率が100%となったものです。

ここからは推察となりますが、当該業務は専門的な知見を有する技術者に関して、数多くの人手を要する業務であることから、全国的に技術者不足が叫ばれる現状にあつては各業者における手持ちの業務量なども勘案した中で、今回提示を受けた参考見積額の精度が高かったことその他、参考見積額として採用した業者が参考見積額と同額で入札したこともあり、結果として落札率が100%となったのではないかと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。落札率が100%であることを問題視されたということですが、上原委員から補足等があれば、お願いします。

上原委員： 特にありません。

今本委員長： それでは、何かご意見・ご質問があれば、お願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 特に無いようですので、次の案件に移ります。

《No.8 埋設農薬環境調査業務委託》

今本委員長： No.8の案件「埋設農薬環境調査業務委託」について、事務局から説明をお願いします。

西條係長： No.8について、ご説明します。本業務については過去に埋設した農薬埋設箇所の特定制と周辺土壌への土壌汚染等の影響を調査し、今後の対策工法となる掘削や処理方法などの検討資料を作成することを目的とした業務です。

業務場所は名立区赤野俣地内であり、履行期間は令和元年7月31日から同年12月27日までの150日間です。業務の詳細については資料概要のとおり、現況の平面図作成や現地・資料等調査、簡易ボーリング等による埋設地点の確認調査などです。

指名業者の選定条件としては「参考見積業者のほか、市内営業所等で地質調査及び環境調査の実績等」を加味して選定しています。条件に合致する業者は18者いますが、選定条件に基づき、参考見積業者を含めて11者を選定しています。当該業務については国や県の参考基準が無いため、市

では設計を行わず、内容に精通している業者の参考見積書に基づいて予定価格を定めました。また、最低制限価格も設けていません。

当該業務については計画的に実施している業務内容となっています。予定価格の算出にあつては落札業者を含む2者から参考見積を徴した上で、設定していますが、予定価格に関しては当該落札業者である基礎地盤コンサルタンツ㈱の見積額を採用しています。なお、当該業務委託にあつては平成26から30年度の過去5年間で、年1回発注を行っており、今回の落札業者である基礎地盤コンサルタンツ㈱が平成27、29、30年度の計3回、また、今回の入札における次順位業者である㈱土木管理総合試験所が平成26、28年の計2回受注しています。いずれの事例においても低入札価格調査を行い、落札業者を決定しています。過去5年間の当該業務の落札率は54.33から84.85%の間で推移しており、過去5年間の平均落札率は64.46%となっています。

今回、上原委員から「極めて重要な意義を持つ調査であると考え、落札率が56.54%と低く、信頼のおける調査ができるのか心配である。」との理由で抽出いただいています。資料に記載したとおり、予定価格の85%を下回ったことから、低入札価格調査を行いました。当該業者からの聞き取りの中で確認した事項について、御報告します。まず、諸経費等である解析等調査業務費について、企業努力により最大限低減をしているとのことでした。こちらは主に、資料概要の⑥から⑧の業務に該当します。また、過去にも同様の業務を受注している実績があり、業務の内容についても十分に把握しているとのことでした。

また、当該業者は参考見積業者ですので、参考見積と比較しました。まず、資料概要の①から⑤の業務である一般調査業務費について、確認しました。主には地下水採取孔設置や各種試験などの一部単価を見直すことにより、約4割あまり減額されてきました。参考見積からの削減総額である379万円のうち319万円となり、全体の削減割合の約85%を占めるものです。その他、今ほどご説明しました間接経費である解析等調査業務費については、企業努力等により60万円減額されており、全体の削減割合の約15%を占めています。補足となりますが、諸経費等の低減については適正な積算に基づくものであって、きちんと利益を確保できる範囲内で算定を行ったことについても、聞き取りによりあわせて確認しました。また、指名した11者のうち、3者が辞退した一方で、次順位の入札業者㈱土木管理総合試験所にあつては498万6,000円で入札しており、この入札額と予定価格を比較すると、57.18%と低い割合となります。このことから、低入札価格調査の際に、基礎地盤コンサルタンツ㈱から聞き取った内容については他の業者でも、実現することが可能だったのではないかと考えています。

ここからは推察となりますが、今回の業務にあつてはこれまでも基礎地

盤コンサルタンツ(株)と(株)土木管理総合試験所において、激しい価格競争が行われており、本年度にあっても同様の状況となったと思われます。その結果として、56.54%という非常に低い落札率となったものと推察しています。ここで、予定価格についてはこれらの業者の参考見積を参考としていますが、例えば、他者の動向を意識しているため、参考見積の段階では、あくまで標準的な価格帯での提示のみであり、結果として落札率だけを見ると、本当に履行が可能なかと心配になりますが、低入札価格調査の際の聞き取り内容や過去の実績等から勘案すると、業者として少なくとも赤字にならない額を提示しているものと考えています。

また、当該落札業者は過去5年間で平成27、29、30年度に受注していますが、問題なく業務を履行していることを担当課からも聞いています。なお、今回の業務の履行期限は本月27日までですが、現時点では仕様書及び発注者の指示どおりに業務を進めていただいています。

今本委員長： ありがとうございます。上原委員から抽出理由について、何か補足することがあれば、お願いします。

上原委員： 特にありません。

今本委員長： それでは、ご意見・ご質問があれば、お願いします。

竹内委員： 参考見積というのは「うちの会社だったらこの額でできる。」というのではなく、「一般的な価格はこれくらいだよ。」というものなのですか。

西條係長： 一般的に、業務内容を決めた上で、「どの程度の金額で出来ますか。」とお願いしています。

竹内委員： 「一般的な会社であれば、こうです。」というものなのですか。

西條係長： 「当社であれば、この額です。」という内容を提示いただいています。

竹内委員： 参考見積を徴してから入札を行うまで、長い期間があるのですか。

西條係長： 予定価格を定めてから入札に至るまではそんなに長い期間を開けないケースの方が多いです。一般的には、概ね2から3か月ほどだと思います。

補足となりますが、今回とは別の案件において、ライバル会社がいるようなケースの場合、本番の入札以外では本当の底値は提示できないという話を聞いたことがあります。今回も似たようなケースなのではないかと考えています。

竹内委員： 2か月ほどの間で4割も金額が変わるということになると、参考見積は何なのかとも思います。

西條係長： 竹内委員のご指摘のとおりですが、予定価格についてはあくまでも市の責任で決めるべきものであり、参考見積はあくまでもその参考資料としています。また、業者からの参考見積については一般的な商慣行の中で、あくまでも業者側の任意により提出いただいているものであり、当方で金額などを指図することはできないものです。

竹内委員： はい、ありがとうございます。

- 今本委員長： 他に、何かありますか。
- 宮崎委員： 入札する際、基礎地盤コンサルタンツ(株)と(株)土木管理総合試験所から見積りを徴して予定価格を決めているとのことですが、2 者とも入札の段階では、予定価格から相当低い入札額になっていると思われませんが、これでは竹内委員指摘のとおり、予定価格は適正なのかという懸念があります。見積りを徴する業者はどのように決めているのですか。
- 太田副課長： 見積りを徴する際、今年であれば、昨年落札した業者と過去に一度落札した業者ということで結果的にこの2 者を選んでいきます。実績のある業者から毎年見積りを徴しています。
- 宮崎委員： 毎年見積りを徴しているということは、毎年この2 者から徴しているということですか。
- 太田副課長： そのとおりです。
- 大丸委員： 毎年このような形で、この2 者だけが凄く低い価格で入札しているということですか。
- 太田副課長： 先ほどご説明したとおり、この2 者から見積りを徴し、結果的にこの2 者がかかなり低い価格で競争しているという状況が近年繰り返されています。
- 今本委員長： 去年も同じような実績ですか。
- 太田副課長： そのとおりです。
- 足利副委員長： 近いところから見積りを徴するという話がありましたが、基礎地盤コンサルタンツ(株)というのは名立区の業者ですか。2 者とも合併前上越市域の業者ですか。
- 西條係長： いずれも合併前上越市内に営業所を構えている業者です。副委員長のおっしゃるとおり、市内に当該業務ができる業者が数多くいれば、地域性を考慮して指名することもできますが、先ほどご説明したとおり、この業務に限って言えば、当該業務ができる業者が18 者しかない状況です。また、過去の実績等を加味して11 者を選んでいく結果、ほぼ固定化されてしまっているというのが現状です。
- 今本委員長： 他にありませんか。
- 竹内委員： 毎年行っている業務ということですが、例えば去年の実績は今回の予定価格である870 万円程度だったのですか。毎年行っているのであれば、去年と同じくらいの経費がかかるだろうとして、予算編成時に見立てをすることもできると思います。
- 太田副課長： 市で予算計上する際は当方で作成した仕様書に基づき、どの程度の額で業務ができるのかを見積もってもらっています。その際、恐らく業者は一般的・標準的な価格で出しているものと想定されますので、担当課としては値切るなどは行っていないため、毎年の提示額が結果として高めの見積りとなっているかとも思います。

実際に入札を行う際に、予定価格を決めることとなりますが、当方から指示して、去年の実績に基づき提示額を下げさせるようなことはしていません。

西條係長： 補足します。竹内委員のご指摘はごもっともですが、毎年実施している業務ではありますが、実際の調査自体は毎年違う場所で行っています。また、実施する調査内容も毎年異なっています。

そのため、その都度、調査場所と内容に基づく仕様により見積りを徴し、予定価格を決定しています。入札結果を見ると、結果的に高い予定価格であったとも言えますが、その価格から入札の際の競争によって、結果として低い落札率で決定するということを繰り返している状況です。

今本委員長： 他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 他に無ければ、次の案件に移りたいと思います。

《No.9 公共施設における省エネルギー化対策支援業務委託》

上原委員： 次の案件については資料の選定理由等を見ると、結果として抽出理由が的を射ないようにも感じてきました。

今本委員長： プロポーザル案件を抽出されており、これで問題ないものと思います。では、事務局から説明をお願いします。

西條係長： 9 件目の案件は「公共施設における省エネルギー化対策支援業務委託」です。

本委託業務については温室効果ガスの排出抑制に向け、環境省が進めている「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」に、当市の施設である雁木通りプラザ、ユートピアくびき希望館、高田図書館の3施設を実証施設とする当市の計画が採択されたことから、環境負荷低減に資するLED照明や空調設備やそれらを最適化するシステムを導入し、その効果を検証するという内容です。

履行期間は令和元年10月22日から令和2年2月12日までの114日間です。なお、事業採択を受け、市では9月定例会において関連予算を補正し、可決成立しています。

今回の見積徴取に至るまでの過程について、ご説明します。担当する環境保全課において、補正予算成立後、「公共施設における省エネルギー化対策支援業務委託プロポーザル実施要領」に基づき、見積予定価格に消費税相当額を加算した9,796万3,000円を契約上限金額として提示した上で、令和元年9月5日から同月27日まで広く事業者の公募を行いました。

ここで、プロポーザル方式の事業者決定について、簡単にご説明します。プロポーザル方式は主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案

を行った者を選定する方式です。市は提案書を審査するとともに受託希望者に提案内容についてヒアリングを行い、提案書やヒアリングの結果を基に受託候補者を選定します。受託候補者を選定した後、既に競争が終了しているとの考えから、受託候補者と随意契約により契約を締結するという流れになります。今回の場合、結果として受託事業者である日比谷総合設備㈱1 者のみの応募でした。

応募を受け、これまでの当該業者の実績、今回業務の実施体制等、合わせて会社・個人がもっている資格等の他、企画提案などに関して、審査基準に基づき、副市長を始めとする庁内職員で組織する「受託候補者選定委員会」において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、応募内容も含め厳正に審査した上で、10月7日に受託事業者である日比谷総合設備㈱を受託候補者として決定しています。

今回、上原委員から『金額の大きい当該業務において、「随意契約とは何か」を考えた中で、落札率が100%である理由を知りたい。』との理由で案件を抽出いただいています。冒頭、上原委員から抽出理由の是非についてご意見がありましたが、今ほどご説明したとおり、プロポーザルの公募を経て決定した事業者と契約を結ぶ際には、当市では随意契約によって契約を行っています。

落札率が100%となった理由ですが、今回の予定価格について受託業者が応募時に提出した参考見積を採用しており、契約時に見積りを提出する際に参考見積額と同額で提示したため、結果として100%になったものと考えています。

なお、当市の場合、プロポーザルによる公募を経た上での随意契約を行う場合にあっては、原則、プロポーザル実施要領に提示した当該契約上限額を予定価格とする取扱いとしています。今回の業者選定にあっては業者側から提案時に提出された参考見積額についても評価項目として審査し、適正な価格であると認めたことから、担当課とも協議し、今回の場合、予定価格はプロポーザル実施要領で提示した契約上限額とするのではなく、当該業者が提案した参考見積価格を採用しています。

今本委員長： ありがとうございます。何か、補足はありますか。

上原委員： 特にありません。

今本委員長： 今の説明について、ご意見・ご質問があれば、お願いします。

結局、落札者1者しか応募は無かったということですか。

西條係長： 委員長のおっしゃるとおり、結果的に応募は当該業者のみでした。しかし、募集期間中に当該業者を含め、4者から問い合わせがありました。また、当市の名簿に登載している業者のうち、当該プロポーザルの参加条件に合致している業者は83者であり、数多くの業者から手を挙げていただける条件を採用しています。市としては当該業者が有利となるような条件を

設定した訳ではありませんが、結果として他の業者からの応募はありませんでした。

今本委員長： 分かりました。他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 他に無ければ、次のNo.10に移ります。

《No.10 平等寺配水池建屋築造工事》

今本委員長： No.10の「平等寺配水池建屋築造工事」について、事務局から説明をお願いします。

池田主任： 工事の内容についてご説明します。水道水は標高の差を利用して送水することから、ポンプ等の動力を使用せず、水压を確保していますが、十分な高低差が確保できない場合、給水圧力が不足してしまいます。

今回の工事である吉川区平等寺及び隣接する地区においては既に配水池から給水を行っていましたが、高低差が十分ではなかったため、水道水の給水圧力改善を目的として、より標高の高いところにある場所に配水池を移築するものです。

本工事では配水池建屋を築造する他、同地区へ給水を行っていた既設の配水池から、水を貯めるための組立式水槽である「パネルタンク」を解体・撤去した後、移設するものです。建屋の大きさですが、間口8.2メートル、奥行10.92メートルで、屋根は半円形の「カマボコ形」となっており、最も高い部分で6.2メートルです。パネルタンクは幅6メートル、長さ3.5メートル、高さ1.5メートル、容量31.5立方メートルを2個設置します。

契約方法としては税込みの予定価格が2,000万円以上の建設工事であることから、制限付き一般競争入札としています。業者の選定にあたっては施工内容から工種を「建築一式工事」とし、入札参加資格者名簿の「建築一式工事」の格付けがA又はBランク業者の市内本社業者としています。要件を満たす業者はAランク業者が28者、Bランク業者が18者の計46者です。本件は税抜き予定価格1,826万円に対し、落札価格が1,820万円、落札率が99.67%であり、上原委員より「落札率が高い。」とのご指摘です。

本工事は建屋に市販のガレージを使用する等、費用の多くが業者からの見積りであり、設計書による積算が困難であったことから、施工地近傍の地元業者から参考見積を徴し、その価格に基づき予定価格を設定しています。

入札時に業者から提出される工事費内訳書と参考見積額を比較した結果、実際に施工に係る費用である直接工事費は同額、その他の経費及び利益である諸経費で若干の値下げとなっていたことから、参考見積の段階から、精度の高いものであったと考えられます。

なお、受注者に積算内容について確認した結果、地元の工事であること

から、受注意欲が高く、参考見積の段階からしっかりと積算をしたことから、実際の入札においては諸経費を若干削ることしかできなかったとのことでした。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明についてご意見・ご質問があれば、お願いします。

大丸委員： 該当する業者が 46 者もいるのに、入札に参加したのは 2 者のみだったのですか。

池田主任： 当該 2 者のみの参加でした。

大丸委員： どのような理由であると考えていますか。

城川係長： 今回の施工場所が吉川区内にあり、どうしても地元業者の受注意欲が高いということがあります。今回参加した(株)源建設、(株)三牧建設工業は吉川区近辺の業者であり、その他の業者の場合、現場が遠いということから受注意欲が下がり、この 2 者以外の参加希望が無かったものと推測しています。

大丸委員： 遠方の業者は敬遠したということですか。

城川係長： その辺は何とも言えません。

今本委員長： 他に、いかがですか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： それでは、No.10 の案件はこれまでとします。

《No.11 ガス水道管入替工事》

今本委員長： 最後の案件である「ガス水道管入替工事」に移りたいと思います。この案件について、事務局から説明をお願いします。

池田主任： 工事の内容についてご説明します。工事の概要ですが、柿崎区坂田新田地内において上越市道の改良工事を行うことから、当該工事の支障となるガス及び水道管を入れ替える内容です。

契約方法としては税込み予定価格が 130 万円を超えるガス水道の本管工事であることから、制限付き一般競争入札としています。業者の選定については選定理由に記載のとおりです。なお、この要件を満たす業者は当局で把握している限り 15 社います。本件は税抜き予定価格 590 万円に対し、落札価格 590 万円、落札率が 100%であり、委員より「落札率が高い。」とのご指摘です。

落札率が 100%となった理由として、ガス水道の本管工事は厚生労働省の示す基準に従い、設計・積算した価格を予定価格としていますが、積算に使用する人件費及び積算の根拠となる単価等は全て公表されており、入札者は積算時に数量等を誤らなければ、当局が算出した予定価格を正確に算出することが可能となっています。

次に、ガス水道の本管工事は入札参加可能な業者の「土木一式工事」及

び「管工事」の格付けの組み合わせを予定価格に応じて4つに区分していますが、本工事は予定価格1,000万円未満の最も価格が低い区分に当たります。主な入札参加者は比較的小規模な業者であり、ガス水道の本管工事を施工できる技術者が少数しか所属していないことが多く、既に工事を受注している業者は技術者の不足で入札に参加しないことがあります。このため、発注時期や施工場所、施工期間によっては予定価格と同額又は予定価格より少し低い額での入札をする業者があります。本工事は入札日が令和元年7月25日であり、ガス水道の本管工事としては今年度84番目、予定価格1,000万円未満の工事としては30番目の工事でした。

このため、小規模な業者は今年度の本管工事を既に数件受注済みであったこと、また、ガス水道の本管工事業者の多くは合併前の上越市の業者ですが、本工事は施工地が柿崎区であり、会社から施工地までの距離があったこと、さらに、設計金額に対して施工期間が120日間と比較的長く、その間技術者を拘束されてしまうこと等の理由から、参加意欲のある業者が少ない工事であったと考えています。このため、落札率が100%となったものと考えています。

なお、予定価格1,000万円未満の工事については応札者が減少し、競争性の確保が困難となったことから、令和元年7月23日以降に公告する工事、入札日が8月7日の工事から、最上位の格付けである土木Aランク及び管Aランク業者も入札参加を認め、競争性の確保を図っています。

今本委員長： ありがとうございます。上原委員から何か、補足はありますか。

上原委員： 特にありません。

今本委員長： それでは只今の説明について、ご意見・ご質問があれば、お願いします。この案件について、上原委員は「落札率が高い。」ことを指摘していますが、それよりも2者とも予定価格と同額で入札していることの方が気になります。いかがですか。

城川係長： この工事は設計書により発注しており、設計書で使われている歩掛りや単価などの内容はホームページ上で公開しており、業者が正確に入力すれば工事金額を算出できるようになっていますので、設計額と同額で入札されても不思議ではないという理解です。

今本委員長： 分かりました。ありがとうございます。他に、何かあればお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： それでは11件の審議について、終わりたいと思います。次回、令和2年度第1回目の審議案件の抽出者については大丸委員の順番となっていますが、大丸委員いかがですか。

大丸委員： 承知しました。

今本委員長： お忙しいとは思いますが、次回の審議案件の抽出については大丸委員か

らお願いします。それでは、これで審議を全て終了しました。事務局から何かあれば、お願いします。

平野課長： 本年度の会議については臨時にお集まりいただくことが無ければ、今回で終了となります。次回の会議の予定ですが、新年度の4月下旬頃を予定しています。詳しい日程については委員の皆様とご相談し、早めにご連絡しますので、よろしくお願いします。また、次回の抽出案件のご担当については今ほど大丸委員に決定いただきましたので、事務局から改めて連絡を取らせていただきます。よろしくお願いします。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了します。長時間に渡り、ありがとうございました。